

# 名家連ニュース

令和2年1月16日(木)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.681号

▶ 国民年金保険料の還付請求に関するご質問が寄せられてきましたので「みんなねっと誌2010年9月号」に掲載された記事の概要を紹介致します。(概要・一部追加修正者/名家連事務局/堀場洋二)

❖ 2010年9月号 執筆者：良田かおり (みんなねっと事務局長/当時) ❖

## 障害基礎年金を受けている人の年金保険料の還付について

当会の照会に対し日本年金機構から回答書が届きました。(※回答書は次ページに掲載しています。) 精神障害者の障害年金は、有期(1～5年)認定となっており、将来病気が良くなって障害年金に該当しなくなる場合に備えて、障害年金受給後も保険料を払い続ける人が少なくありませんでした。

ところが平成18年9月、社会保険庁が法律(国民年金法89条)の運用を変更した通知を出しました。その内容は、「受給権発生日以降の保険料を納付する必要はない(法定免除)」というものでした。これは、「受給権発生日以降の保険料は、老齢年金の額に反映させない」ことでもあります。

※「受給権を取得した月」「国民年金・厚生年金保険年金証書」の上方の囲みに記載されています。

### 受給権発生日以降は法定免除

受給権発生日以降は法定免除になり、保険料を納付する必要はない、納付してもそれは誤納金であるというのが、現在(平成18年9月以降)の年金機構の法律解釈です。



遡及請求の場合は受給権も遡りますから、受給権発後に支払った保険料は全額還付されます。

しかしこのことが全国の関係窓口に周知徹底されておらず、平成18年9月以前の受給決定者にも通知されていないため、その後も保険料を納付している人や還付請求をしていない人が多いのではないかと思います。回答文書は、「①法定免除手続き、②一旦還付、③追納」について窓口で説明すると言っています。追納なら納付実績としてカウントするということです。「追納」は、10年まで遡って保険料を納付できる制度です。

### 保険料の還付対象額を年金事務所で確認しましょう

- ① 障害基礎年金を受給しながら、将来の老齢年金のことを考えて保険料を納付していた方は、法定免除の手続き及び受給権発生日以降の保険料の還付額を年金事務所で確認しましょう。
- ② 平成18年8月以前に年金受給が決まった方は、年金証書をもって年金事務所へ出向き、障害認定日以後に納付した実績の有無を確認しましょう。
- ③ 平成18年9月以降に年金受給が決まった方は、前記の新しい運用によって還付されているはずですが、念のために年金事務所で確認しましょう。
- ④ 遡及請求の場合は「時効5年」の関係で「受給権発生日」と「支給開始日」が異なる場合があります。受給権発生日まで遡って還付対象額を確認しましょう。
- ⑤ 事後重症または初診から1年半後の認定日請求をした人、審査請求をした人も、請求から決定までの期間に支払った保険料があれば、数か月分でも還付請求ができます。



❖ 還付請求の手続きについては「名家連ニュース675号2面記事」を参考にして下さい ❖

次ページに日本年金機構の回答書を掲載しています

年機構発第276号

平成22年5月31日

特定非営利活動法人全国精神保健福祉会

理事長 川崎 洋子 様

日本年金機構国民年金部長



障害年金の受給権を得た後の国民年金保険料の取り扱いについて（御回答）

平素より、国民年金事業の運営につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年4月6日付けで御質問をいただいております標題の件につきまして、現状等を踏まえまして以下のとおり回答させていただきます。

また、御要望の回答期限より回答が遅れましたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

（御回答）

国民年金の被保険者が障害基礎年金の受給権者となったときは、国民年金法第89条において当該受給権発生日以降の保険料を納付することを要しない（法定免除）とされているため、その受給権が遡って発生した場合であって、当該受給権発生日以降に保険料（同日の属する月の前月以降の保険料に限る。）が納付されていた場合は、この保険料は被保険者に還付することとなります。

この取扱いにつきましては、平成18年9月29日付け庁保険発第0929001号「国民年金保険料の還付に係る事務の取扱いについて（回答）」におきまして、当時の社会保険庁運営部年金保険課長から地方社会保険事務局長を通じて社会保険事務所長に対して具体的に示されたところです。

日本年金機構におきましては、平成18年の通知に基づいて受給権発生日以降に納付されていた保険料を還付することとして事務を進めることとなりますが、保険料の還付により保険料納付済期間の月数が減少するため、将来、老齢基礎年金を受ける上での不利益な取扱いにつながる恐れがあることから、障害の程度が軽快する可能性のある被保険者の方々には保険料を還付する際にその旨の説明を行い、法定免除期間について納付を希望される方には保険料の追納制度を活用することをあわせて説明することとしているところです。

いずれにしましても、この取扱いについては被保険者の方々に対して十分な周知を行うことは非常に重要なことであると認識しておりますので、今後とも、担当者会議の場などを通じ、各年金事務所及び市町村に対するこの取扱いの周知徹底を図るなど、被保険者の不利益につながることをないよう取組を進めてまいりたいと考えております。